

作業環境の改善費用の一部助成

東京都では、一定の条件を満たす家内労働者のみなさまに、作業場の環境改善のための設備を取り付ける費用の一部を助成しています。

助成対象者

次の①～⑤の条件のすべてにあてはまる家内労働者

- ① 都内に引き続き1年以上居住していること
- ② 有機溶剤を使用する作業、型抜き作業、皮すき作業、その他健康を害するおそれのある作業等に従事し、今後も継続する見込みがあること
- ③ 現在の作業環境で健康を害するおそれがあること
- ④ 自己負担分の出資が可能であること
- ⑤ 前年の事業所得が620万円以下であること
(給与所得として申告している場合は、総収入額が811万円以下であること)

助成内容

助成対象設備	助成率	1台あたり助成限度額
局所排気装置（集じん機を含む）	75%	260,000円
全体換気装置（換気扇）	75%	40,000円
空気清浄装置（作業用）	50%	105,000円
型抜き機等の安全装置	75%	158,000円
その他必要な安全衛生設備	50%	158,000円

※助成対象となるのは、新規に設置する設備の購入費と工事費の合計です。
(部品も附帯設備として助成対象となることがありますのでご相談ください。)
※複数の設備を取り付ける場合、それぞれの設備が助成対象となります。
※局所排気装置は、作業場の広さなどに合わせてオーダーできます。

問い合わせ先

家内労働相談コーナー(労働環境課浅草分室)

TEL 03 (3871) 4555 FAX 03 (3871) 4550

お気軽にご相談ください

装置の取付位置や作業台の配置などのご相談にも応じます。
手続きや申請書の記入については、相談員がご説明します。

